

フロン漏えい防止のための遠隔監視技術活用促進事業  
技術登録要領  
[第1版]

〈技術登録 受付期間〉  
令和7年6月2日から令和8年3月31日まで

〈お問い合わせ先・申請書の提出先〉

公益財団法人東京都環境公社 技術支援部 技術課 環境改善係  
〒130-0022

東京都墨田区江東橋 4-26-5

TEL : 03-3633-2282

ホームページ : <https://www.tokyokankyo.jp/apply/furon-enkaku/>

メールアドレス : [kaizen-enkaku@tokyokankyo.jp](mailto:kaizen-enkaku@tokyokankyo.jp)

受付時間 : 月曜日～金曜日（祝祭日及び年末年始を除く）

9 : 00～12 : 00、13 : 00～17 : 00

公益財団法人東京都環境公社

更新履歴

版	更新日	更新内容
第1版	令和7年6月2日	初版発行

本要領は、「フロン漏えい防止のための遠隔監視技術活用促進事業」（以下、「本事業」という。）を実施するために、フロン漏えい防止のための遠隔監視技術活用促進事業技術登録要綱（令和7年5月22日付7都環公技技第236号。以下、「技術登録要綱」という。）に基づき、本事業の助成金の交付対象となる遠隔監視技術（以下、「登録対象技術」という。）を登録する事業者に対して、登録に当たっての必読事項及び技術登録の手続をご案内するものです。

## 【目次】

1	事業概要	3
1.1	事業の目的	3
1.2	事業概要	3
2	登録技術とは	4
2.1	登録対象技術の要件（技術登録要綱第4条関係）	4
2.2	登録申請事業者及び登録事業者の要件（技術登録要綱第3条関係）	4
3	登録方法（技術登録要綱第5条、第6条関係）	5
3.1	登録手順	5
3.2	登録申請に必要な資料	5
3.3	技術登録の決定	6
3.4	登録期間	6
4	登録内容の変更	7
4.1	登録情報の変更（技術登録要綱第8条関係）	7
4.2	事業者情報の変更（技術登録要綱第9条関係）	7
5	登録の取下げ	7
5.1	登録の取下げ（技術登録要綱第10条関係）	7
6	その他	8
6.1	登録事業者の義務（技術登録要綱第7条関係）	8
6.2	禁止事項（技術登録要綱第11条関係）	8
6.3	登録の取消等（技術登録要綱第12条関係）	8
6.4	不適切な行為に対する処分（技術登録要綱第13条関係）	9
6.5	登録対象技術の公表（技術登録要綱第14条関係）	9
6.6	免責（技術登録要綱第15条関係）	9
6.7	秘密保持義務及び個人情報保護義務（技術登録要綱第16条関係）	9
6.8	その他必要な事項（技術登録要綱第17条関係）	10

# 1 事業概要

## 1.1 事業の目的

東京都（以下、「都」という。）では、2030年の目標としてHFCsの排出量を65%削減（2014年度比）という目標を掲げています。また、2050東京戦略（令和7年3月）において、2035年の目標として70%削減という目標を掲げており、フロン排出削減に取り組んでいます。

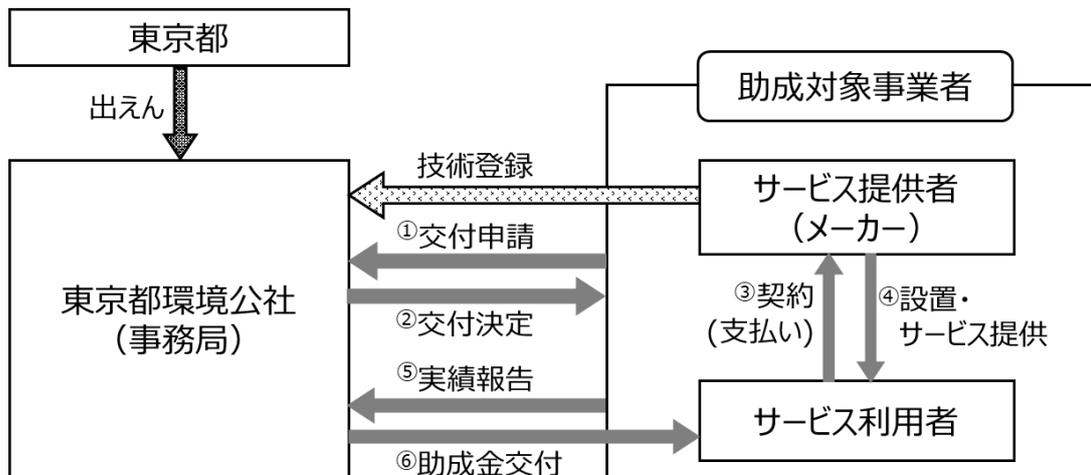
本事業では、業務用冷凍空調機器からのフロンの漏えいを早期に検知し、漏えい量を最小限に抑えることのできる遠隔監視技術について、普及を促進するために実施しています。

## 1.2 事業概要

本事業では、都が助成金の原資を公益財団法人東京都環境公社（以下、「公社」という。）に出えんし、公社はその出えん金により基金を造成します。

公社は基金を原資として、登録対象技術として登録された遠隔監視技術を新たに導入するサービス利用者に対して、その費用の一部を助成します。

遠隔監視技術のサービス提供者（メーカー）は、本事業の対象技術として登録をするために、技術登録申請を行っていただく必要があります。



なお、本事業の交付対象となる遠隔監視技術は、本事業の対象として登録された上で、次に掲げる要件についても全て満たす必要があります。

- ・ 冷凍空調機器のうち、ノンフロン機器が実用化されていない機器に対して導入される技術であること。
- ・ 過去に遠隔監視技術を導入した実績がない機器に対して、新たに導入される技術であること。

## 2 登録技術とは

### 2.1 登録対象技術の要件（技術登録要綱第4条関係）

本事業に係る登録対象技術は、一般社団法人日本冷凍空調工業会が作成する、業務用冷凍空調機器の常時監視によるフロン類漏えい検知システムガイドライン（JRA-GL17）に対応する技術であり、実際に使用中の業務用冷凍空調機器において、当該技術の導入効果が検証されたことが確認できる技術とします。

また、登録申請した遠隔監視技術の内容について、公社のホームページで公表可能なものであることとします。

### 2.2 登録申請事業者及び登録事業者の要件（技術登録要綱第3条関係）

本事業に係る登録対象技術の登録を申請する事業者（以下、「登録申請事業者」という。）は、次に掲げる全ての要件を満たす者とします。

(ア) 登録する技術について、本事業の実施期間中、継続的にサービスを提供できるものであること。

(イ) 次のいずれにも該当しない者であること。

- ① 暴力団（東京都暴力団排除条例（平成23年東京都条例第54号。以下「暴排条例」という。）第2条第2号に規定するものをいう。以下同じ。）
- ② 暴力団員等（暴排条例第2条第3号に規定する暴力団員及び同条第4号に規定する暴力団関係者をいう。以下同じ。）
- ③ 法人の代表者、役員又は使用人その他の従業者若しくは構成員に暴力団員等に該当する者がある者
- ④ 法令に基づく必要な許可の取得又は届出がなされていない者
- ⑤ 税金の滞納がある者、刑事上の処分を受けた者、都から助成金等停止措置又は指名停止措置が講じられた者その他の公的資金の交付先として社会通念上適切であると認められない者

(ウ) 本事業の技術登録要綱、その他事務局が交付申請の手引き等に定める事項を遵守して事業を行うこと。

### 3 登録方法（技術登録要綱第5条、第6条関係）

#### 3.1 登録手順

本事業に係る技術の登録は、必要書類を公社に提出いただき、内容を確認した上で行います。必要書類の内容から登録技術の要件を確認することができない場合、公社は追加の説明や資料を求める場合があります。

##### 〈登録の申請方法〉

電子メールで提出書類を提出してください。

##### 〈提出先・問合せ先〉

メールアドレス：kaizen-enkaku@tokyokankyo.jp

宛先：公益財団法人東京都環境公社 技術支援部 技術課 環境改善係  
フロン漏えい防止のための遠隔監視技術活用促進事業担当

電話番号：03-3633-2282

受付時間：月曜日～金曜日（祝祭日及び年末年始を除く）

9：00～12：00、13：00～17：00

#### 3.2 登録申請に必要な資料

技術登録申請時には、下記書類を提出してください。

No	提出書類	備考
1	登録対象技術登録申請書（様式1）	・Excel形式でご提出ください
2	遠隔監視技術概要説明書及びJRA-GL17への適合要件チェックリスト（様式2）	・Excel形式でご提出ください
3	誓約書（様式3）	・Excel形式でご提出ください
4	遠隔監視技術の検証結果報告書	様式はありませんが、以下の項目について記載があること。 ・検証概要（検証機種、検証試験場所、検証期間、実施体制等） ・検証結果（漏えい検知判定状況、漏えい検知率等）
5	申請者の履歴事項全部証明書	・発行後3か月以内のもの ・登記情報提供サービスで取得したものでないこと
6	登録対象技術の概要が分かるカタログ	・登録対象技術の概要が分かるカタログやパン

	等	フレット等を提出ください ・ 公社のホームページに掲載が可能なものであること
--	---	---

### 3.3 技術登録の決定

登録対象技術の登録の場合にあつては「技術登録通知書（様式4）」により、登録対象技術の非登録の場合にあつては「技術非登録通知書（様式5）」により通知します。内容に相違が無いかご確認ください。

### 3.4 登録期間

令和7年6月2日から令和8年3月31日まで

※年度ごとに登録期間を設けます。

## 4 登録内容の変更

### 4.1 登録情報の変更（技術登録要綱第8条関係）

登録した登録対象技術の内容の変更を行う場合は、事前に以下の必要書類を会社に提出してください。

No	提出書類	備考
1	技術登録内容変更申請書（様式6）	・ Excel 形式でご提出ください
2	遠隔監視技術概要説明書及び JRA-GL17 への適合要件チェックリスト（様式2）	・ 変更のある箇所は変更後の内容を記載し作成してください ・ Excel 形式でご提出ください
3	変更後の内容を証する書類	
4	会社が必要と認める書類	・ 会社が指示する場合に提出すること

会社は、変更申請の承認を行うときは、「技術登録内容変更承認通知書（様式7）」により通知します。

### 4.2 事業者情報の変更（技術登録要綱第9条関係）

法人の名称、代表者の氏名、主たる事務所の所在地等を変更した場合は、速やかに以下の必要書類を会社に提出してください。

No	提出書類	備考
1	技術登録事業者名称等変更届（様式8）	・ Excel 形式でご提出ください
2	履歴事項全部証明書	・ 事業者名称等の変更後の内容の記載があること ・ 発行後3か月以内のもの ・ 登記情報提供サービスで取得したものでないこと
3	会社が必要と認める書類	・ 会社が指示する場合に提出すること

## 5 登録の取下げ

### 5.1 登録の取下げ（技術登録要綱第10条関係）

登録された登録対象技術の取下げを行う場合は、「技術登録取下届出書（様式9）」を会社に提出してください。

会社は、技術登録取下届出書が提出された場合、登録した当該登録対象技術を抹消し、ホームページから当該登録対象技術の情報を削除します。

## 6 その他

### 6.1 登録事業者の義務（技術登録要綱第7条関係）

登録対象技術の登録承認の通知を受ける事業者（以下、「登録事業者」という。）は、次に掲げる事項全てについてその責任と義務を有します。

- ① 技術登録要綱及び公社が作成する技術登録要領並びに公社が行った告知・発表等に定める事項を遵守すること
- ② 登録された登録対象技術のサービス利用者（以下、「サービス利用者」という。）に対して、本事業について正しい説明を行うこと
- ③ 公社が本事業のホームページやメール等を通じて行う連絡事項を確認すること
- ④ 公社が本事業の適正かつ円滑な運営のために行う調査（登録対象技術の設置状況のための現地確認や事業所への立入検査を含む。）に応じること
- ⑤ 公社が本事業の効果検証のために行う事業（サービス利用者へのアンケートを含む。）に協力すること
- ⑥ サービス利用者に対して、第④号及び第⑤号の協力を依頼すること
- ⑦ 従業員等（従業員及び本事業に関する業務を委託する場合は当該委託事業者を含む。以下同じ。）に対して、登録事業者の業務、義務、禁止事項等について、周知と教育を徹底すること

### 6.2 禁止事項（技術登録要綱第11条関係）

登録事業者（登録申請事業者を含む。）及びその従業員等は、以下①から④までに掲げる行為を行ってはなりません。

- ① 不正、虚偽により登録事業者の登録を受け、又は登録を申請すること
- ② 公社に対する義務を、第三者に譲渡し、若しくは移転し、又は担保に供すること
- ③ 公社を誹謗中傷し、又は名誉若しくは信用を傷つける言動をすること
- ④ その他、公社が本事業の趣旨に反すると判断する行為、及び公社との信頼関係を損なう一切の行為

### 6.3 登録の取消等（技術登録要綱第12条関係）

公社は、登録事業者が次のいずれかに該当するときは、当該登録事業者の登録を取り消すことができます。

- ① 技術登録要綱第3条に掲げる要件を満たさなくなったとき。
- ② 不正の手段により登録を受けていたことが判明したとき又は技術登録要綱第11条の禁止事項に違反したとき。
- ③ 法令、条例等の規定又はこれらの規定に基づく処分に違反したとき。
- ④ 公益を害する行為をしたとき。
- ⑤ 解散し、又は破産手続開始が決定したとき。

公社は、取消しを行う場合は、登録事業者に「技術登録取消通知書（様式10）」により通知し

ます。

#### 6.4 不適切な行為に対する処分（技術登録要綱第13条関係）

公社は、登録事業者が、偽りその他不正の手段により本事業の申請を行い、若しくは本事業その他法令の規定に違反する行為を行った場合には、当該登録事業者に対し、次の措置を講じることができます。

なお、以下第1号の登録の停止を受けた場合、登録停止期間中は本事業における登録対象技術の登録の申請の申請を行うことができません。また、都又は公社が行う現地調査等に協力しなかった場合も、以下第2号の措置を講じることがあります。

- 1 登録事業者としての地位の全部又は一部の停止
- 2 公社が行う助成金等交付事業その他実施する事務又は事業について、一定の期間、助成対象者の対象から外すこと。
- 3 不適切な行為が行われた事実、本事務局等による登録事業者に対する処分及び登録事業者の名称を公表すること。

#### 6.5 登録対象技術の公表（技術登録要綱第14条関係）

公社は、登録を受けた登録対象技術の内容等を公社のホームページで公表します。なお、登録内容の変更の申請を受けたときは、公表内容を変更します。

#### 6.6 免責（技術登録要綱第15条関係）

- 1 公社は、本事業に関して、登録事業者（登録申請事業者を含む。以下項目において同じ。）に生じたあらゆる損失等について、一切の責任及び義務を負わないものとします。ただし、公社の故意又は重過失によるものである場合には、公社は、登録事業者に直接かつ現実に生じた損害に限り、責任を負うものとします。
- 2 公社は、本事業に関して、登録事業者と、サービス利用者及び第三者との間に生じた紛争やあらゆる損失等について、一切の責任及び義務を負わないものとします。

#### 6.7 秘密保持義務及び個人情報保護義務（技術登録要綱第16条関係）

- 1 登録事業者（登録申請事業者を含む。以下項目において同じ。）は、本事業に関連して、公社から開示される技術上又は営業上の情報（以下、「秘密情報」という。）を、第三者に漏洩、開示又は公表してはならないものとします。ただし、公社の書面による事前の同意を得た場合はこの限りではありません。
- 2 登録事業者は、本事業上の義務を履行する目的に限り、秘密情報を複製、加工、及び利用することができます。
- 3 登録事業者は、公社から指示を受けた場合、当該指示に従い速やかに、秘密情報（秘密情報

を複製及び加工したものを含む。)を返却、廃棄又は消去するものとします。当該返却、廃棄、又は消去に要する費用は、登録事業者が負担するものとします。

- 4 登録事業者は、秘密情報及び個人情報の安全管理のために、組織的、人的、物理的及び技術的な安全措置を講じなければならないものとします。
- 5 公社が要求する場合、登録事業者は、秘密情報及び個人情報の管理状態を運営事務局に報告するものとします。また、公社は、登録事業者に対し、事前の書面による通知により、公社が登録事業者の業務の適正を確認するために必要と認める範囲内において、登録事業者の事業所その他秘密情報及び個人情報の管理場所又は使用場所に立入り、関連する書類等の提出を求め等秘密情報及び個人情報の管理等の情報セキュリティ監査を行うことができるものとします。
- 6 公社及び登録事業者は、秘密情報又は個人情報の漏洩等の事故が発生し、又は発生したおそれのあることを知った場合、当該事故の発生原因の如何にかかわらず、直ちにその旨を相手方に報告し、運営事務局と登録事業者が協議の上、適切な措置を講じるものとします。
- 7 運営事務局及び登録事業者は、前項の事故について、事故を引き起こした責任がいずれにあるかを協議の上、確定するものとします。
- 8 公社は、本事業の目的を達成するために、本事業の実施に関し知り得た登録申請事業者及び登録事業者等に係る情報等を、必要な範囲内において、都に提供します。なお、都の審査において、当該の情報等を専門機関に提供する場合がありますので、予めご了承ください。

#### 6.8 その他必要な事項（技術登録要綱第17条関係）

技術登録要綱に定めるもののほか、登録対象技術の登録等に関して必要な事項は公社が別に定めるものとします。